二　厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金　当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額が加算されていない場合に支給する老齢厚生年金にあつては、同条第四項の規定の例により算定するものとした場合の額）（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

三　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金を含む。）　当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金にあつては、同条第四項の規定の例により算定するものとした場合の額）（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

四　厚生年金保険法による障害厚生年金　当該障害厚生年金の額（当該障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

五　厚生年金保険法による障害手当金　当該障害手当金の額に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

六　厚生年金保険法による遺族厚生年金　当該遺族厚生年金の額（当該遺族厚生年金が国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第十二号に規定する遺族厚生年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合には、国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号ニに規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

第七十九条第四項中「組合員期間の月数から追加費用対象期間の月数を控除して得た」を「第三号厚生年金被保険者期間の」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

第七十九条の二　組合が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第三十三条第一項第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の期間（国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた期間に限る。）に係る長期給付（共済法第七十五条第一項各号に掲げる保険給付を含む。以下この条において同じ。）に要する費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額を計算する場合には、当該長期給付の額の計算の基礎となつた第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。）及び第四号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。）を、当該長期給付の額の計算の基礎となつた第三号厚生年金被保険者期間とみなして、昭和六十年改正法附則第三十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び前条第一項から第四項までの規定を適用する。

第八十一条第一項中「新共済法」を「共済法」に、「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に、「新施行令第二十九条第一項」を「施行令第二十九条の二第一項第一号」に改め、同条第二項中「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「すべて」を「全て」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第三項中「新共済法」を「共済法」に、「この条」を「この項及び次項」に、「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第五項中「（新共済法第二十七条第一項に規定する市町村連合会をいう。）」を削り、「連合会役職員（新共済法」に、「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改める。

第八十二条第一項中「新施行令」を「施行令」に改め、同条第二項中「新施行令」を「施行令」に、「すべて」を「全て」に、「の組合員」を「の第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第三項中「新施行令」を「施行令」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第三条　社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中　㈠　及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）を「。以下「地共済法」という。」に改める。

第二条及び第二章の章名を削る。

第三条に見出しとして「（地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例）」を付し、同条第一項中「法第五十八条第一項」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第四十九条」に、「合衆国協定」を「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に改め、同条第二項中「第五十八条第一項」を「第四十九条」に改め、「。以下同じ」を削り、「すべて」を「全て」に、「合衆国実施機関」を「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第一条1(f)に規定するアメリカ合衆国の実施機関」に改め、同条第四項中「第五十八条第一項又は第二項」を「第四十九条」に改め、「（地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける者にあつては、地共済法の長期給付に関する規定に限る。以下この項において同じ。）」を削り、同条を第二条とする。

第三章及び第四章並びに第五章の章名を削る。

第三十九条中「第七十三条第一項」を「第五十一条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九十四条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第四十条中「第七十三条第一項」を「第五十一条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九十五条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第四条とする。

第六章を削る。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条　削除

（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

第五条　国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第三号中「第百四十二条第五項」を「第百四十二条第四項」に、「第三条第一項第三号に規定する」に改める。